

県支援制度

福島県移住支援制度一覧

福島県

分野	種別	支援制度名	内容	詳細	連絡先	備考	
1	事前準備	—	福が満開、福しま暮らし情報センター	移住相談 (東京)	ふるさと回帰支援センター内に移住担当1名、就職担当2名の相談員を配置。仕事と暮らしの相談にワンストップで対応します。 ・所在地 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ・利用時間 火曜日～日曜日 10:00～18:00 ※月曜・祝日及び8月12日～17日・12月26日～1月4日は除く	福が満開、福しま暮らし情報センター 03-6551-2989	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/fui/fui-furusato-info.html
2		—	福島県移住コーディネーター	移住相談 (福島)	県内7地方振興局に配置された移住コーディネーターが、移住や二地域居住の相談を受け付けます。 (県北地方振興局) ・所在地 福島市杉妻町2-16 福島県庁北庁舎4階 ・時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15 ※年末年始、祝日は除く。	福島県県北地方振興局企画商工部 024-521-2657 kenpoku@pref.fukushima.lg.jp	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01210atei_juu.html
3		—	ふくしま移住希望者支援交通費補助金	補助金	福島県に移住を希望する方への交通費の補助 ①対象：以下のすべての要件を満たす者 ・福島県へ移住を希望されている方(20歳以上) ・移住推進員(東京)との面談等が可能な方 ・行政機関と民間事業者の両方を訪問すること など ②内容：交通費の補助(出発地の基準額あり)	福島県地域振興課 024-521-8023	www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/10000.html
4	仕事	就職	ふるさと福島就職情報センター運営事業	就職相談 (東京)	ふるさと回帰支援センター内に「ふるさと福島就職情報センター東京窓口」を開設し、県内企業とのマッチングを行っています。(福が満開、福しま暮らし情報センター就職窓口) ・所在地 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ・利用時間 火曜日～日曜日 10:00～18:00 ※月曜・祝日及び8月11日～16日・12月26日～1月4日は除く	ふるさと福島就職情報センター(東京) 03-3214-9009	https://www.f-turn.jp/static/center/
5				就職相談 (福島)	福島駅西口に「ふるさと福島就職情報センター福島窓口」を開設し、県内企業とのマッチングを行っています。 ・所在地 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階 ・利用時間 月曜日～土曜日 10:00～19:00 ※日曜・祝日及び12月29日～1月3日は除く	ふるさと福島就職情報センター(福島) 024-525-0047	https://www.f-turn.jp/static/center/
6				女性就職応援事業	女性の就職相談、キャリアアップ等についてキャリアカウンセラーが相談を受け付けています。 ・所在地 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階 ・利用時間 月曜日～土曜日 10:00～19:00 ※日曜・祝日及び12月29日～1月3日は除く	ふるさと福島就職情報センター(福島) 024-525-0047	http://www.f-jyosei.jp/
7	仕事	農業	農業次世代人材投資資金(準備型)	資金交付	就農前の研修期間の生活安定を支援 ①対象：新たに農業(自営、雇用、親元就農)を始める方 ※就農予定時45歳未満などの諸条件あり ②期間：2年以内(就農に向けた研修期間)、 ③内容：年間150万円の資金を交付	福島県農業振興公社 024-521-9848	長期就農研修(1年)を受け要件を満たせば受給可能
8			農業次世代人材投資資金(経営開始型)	資金交付	就農直後の経営確立を支援 ①対象：認定新規就農者 ※就農予定時45歳未満、人・農地プラン位置づけ等諸条件あり ②期間：5年以内 ③内容：年間最大150万円(夫婦の場合は225万円)の資金を交付	県内各市町村 農政関係課	申請は各市町村により異なる

	分野	種別	支援制度名	内容	詳細	連絡先	備考
9	仕事	農業	青年等就農資金	貸付 (無利子)	新規就農・農業参入支援のための融資 ①対象：認定新規就農者 ②内容：上限3,700万円(特認1億円)、無利子、実質的な無担保・無保証 ※諸条件あり ③用途：農業用施設の取得・改修、農機具や家畜の購入ほか経営開始に伴い必要となる資材費の支払いに利用可能	日本政策金融公庫 福島支店 024-521-3328	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html
10			就農研修(初級)	技能習得 (初級：短期)	農業全般に関する基礎的な知識の習得 ①対象：農業に関心のある方、就農を検討している方で65歳未満 ②内容：福島県農業短期大学校が実施する短期研修(5日～7日間) ③受講料：4,000円程度。	福島県農業短期大学校 研修部 0248-42-4114	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37207a/kenshu18.html
11			就農研修(中級)	技能習得 (中級：半年)	農業で生計を立てるために必要な栽培技術等の習得 ①対象：自家就農、農業生産法人等に就農した方 ②内容：福島県農業短期大学校が実施する短期研修(約半年)。 稲作、野菜、果樹、花き、有機農業の選択科目あり。 ③受講料：実費(テキスト・資材代等)	福島県農業短期大学校 研修部 0248-42-4114	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37207a/kenshu19.html
12			長期就農研修	技能習得 (長期1年)	農業で生計を立てるために必要な経営・栽培技術等の習得 ①対象：就農前に農業知識、技術習得を目指す方で60歳未満 ②内容：福島県農業短期大学校が実施する長期就農研修(1年間)。 ・栽培、飼養技術、農業機械の操作方法等の実践的な研修 ・農業経営の課題解決等への取り組み。など ③受講料：実費(資材・肥料・農薬等) ④その他：農業次世代人材投資資金(準備型)利用可。※No.7	福島県農業短期大学校 研修部 0248-42-4114	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37207a/kenshu20.html
13			農業短期大学校入学(2年間)	技能習得 (短大入学2年)	農業で生計を立てるために必要な経営・栽培技術等の習得 ①対象：高校等を卒業(見込み)の方 ②内容：福島県農業総合センター農業短期大学校への入学(2年間)。 ・水田経営学科、野菜経営学科、果樹経営学科、 花き経営学科、畜産経営学科 ③授業料等：年間497,800～706,800円(H29実績) ④その他：通学または入寮選択可。 農業次世代人材投資資金(準備型)利用可。※No.7	福島県農業短期大学校 0248-42-4113	31年度学生前期募集期間終了 31年度学生後期募集期間 H31.1.15～2.1 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37207a/bosyuu.html
14			農業機械研修	技能習得 (農業機械)	農業機械使用技術の習得 ①対象：福島県内の農業者等 ②内容：農業機械運転免許取得研修、技術向上、農作業安全の3コース 運転免許取得(大型特殊及びけん引【農耕車限定】) ③受講料等：内容により期間や受講料が異なります。	福島県農業短期大学校 研修部 0248-42-4114	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/30207a/kikaikenshu18.html
15	商業	商業	活力ある商店街支援事業	補助金	魅力向上に取り組む各商店会等が空き店舗対策事業を実施する場合、空き店舗の賃借料を補助します。 ※市町村が同額以上の補助を行うことが条件になります。	福島県県北地方振興局企画商工部 024-521-2657 商業まちづくり課 024-521-7299	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/katuryoku.html
16	仕事	商業	中心市街地賑わい集積事業	補助金	認定中心市街地活性化基本計画等を定めた市町村において、まちづくり会社等が必要とする業種を空き店舗に配置する場合、空き店舗の改修費を補助します。 ※市町村が同額以上の補助を行うことが条件になります。	福島県県北地方振興局企画商工部 024-521-2657 商業まちづくり課 024-521-7299	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/nigiwaisyuuseki.html
17		その他	福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業	補助金 (奨学金返還支援)	福島県の未来を創造する新産業(エネルギー、医療、ロボット、輸送用機械関連産業など)への就職を希望し、奨学金の貸与を受けている大学生、大学院生、高等専門学校専攻科生の方を対象に、一定の要件の下、補助金を交付します。	福島県雇用労政課 024-521-7290	申請期間 H31.1.17～H31.2.15 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shougaku-kin30.html

	分野	種別	支援制度名	内容	詳細	連絡先	備考
18	住まい	取得	ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業	ポイント付与	県産木材を活用し、県内の大工・工務店が施工した住宅取得に対し、県産品等と交換可能なポイントを交付。 【補助額】 一般向け(子育て世帯以外) : 20万ポイント/棟 一般向け(子育て世帯) : 30万ポイント/棟 被災者向け : 30万ポイント/棟 県外移住者向け : 30万ポイント/棟	福島県木材協同組合連合会 024-523-3307	申請期間 H30.7.2~H31.2.28 (先着200棟) http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/point.html
19		取得・改修 (多世代同居)	福島県多世代同居・近居推進事業	補助金	子育て環境や高齢者見守りの充実等を図るため、新たに多世代で同居・近居するための住宅取得やリフォームに対し補助。 【補助額】最大110万円(工事費の1/2以内) 【基本額】50万円 【加算額】①子ども1人につき10万円(18歳未満 加算上限40万円) ②県外移住者 20万円	福島県県北建設事務所 024-521-2575 建築指導課 024-521-7528	募集期間終了 https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/263782.pdf
20		改修 (空き家)	福島県空き家・ふるさと復興支援事業	補助金	定住・二地域居住、被災者等の住宅再建を推進し、本県の活性化・復興を図るため、県外からの移住者や被災者等が行う空き家改修等に対し補助。 【補助額】 県外移住者(子育て世帯) 最大250万円 被災者・避難者、上記以外の県外移住者 最大190万円 (内訳) リフォーム費補助 最大150万円(工事費の1/2以内) クリーニング費補助 最大40万円 県外子育て世帯リフォーム・プラス補助 最大60万円 ※移住者:「県外の市区町村から県内の市町村に移住し、かつ、住民票を異動する者」に、「申請日から遡って、原則2年以内に県外の市区町村から県内の市町村に転入した者を含む。	福島県県北建設事務所 024-521-2575 福島県土木部建築指導課 024-521-7528	募集終了 No.22併用不可 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/akiyafurusato.html
21		改修 (空き家)	福島県空き家再生・子育て支援事業	補助金	市町村が取り組む空き家対策と連携し、子育て世帯の居住の安定確保を図るため、賃貸住宅に居住する子育て世帯が空き家を購入して行う改修等に対し、補助する。 【補助額】最大110万円(工事費の1/2以内) (県内子育て世帯)最大230万円 リフォーム費補助:最大150万円(工事費の1/2以内) クリーニング費補助 最大40万円 リフォーム・プラス補助(一定以上の面積)最大40万円	福島県県北建設事務所 024-521-2575 福島県土木部建築指導課 024-521-7528	募集期間終了 H30/6/8~H30/12/28 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/akiyakosodate.html
22		改修 (省エネ)	福島県省エネルギー住宅改修補助事業	補助金	住宅の省エネルギー化と高齢者の健康増進等を推進するため、既存戸建住宅の断熱改修工事等に要する費用の一部を補助 【補助額】(工事費の1/2以内) ・補助率1/2 補助上限額120万円(寒冷地は150万円) ・補助率1/3 補助上限額80万円(寒冷地は100万円) ※補助率は改修内容により変わる	福島建築住宅センター 県北事務所 024-573-0121	募集期間終了 H30/6/1~H30/6/29(第1回) H30/8/1~H30/8/31(第2回) https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezyuutaku.html
23		税軽減 (三世代同居・近居)	三世代同居・近居住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置	税金	18歳未満の子どもを含む三世代が同居・近居住宅を取得した場合に不動産取得税を1/2(3%→1.5%)に軽減します(上限30万円)。 H29.4.1~H32.3.31までに住宅を取得した場合	福島県県北地方振興局県税部 024-521-2694 福島県税務課 025-521-7068	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/sansedai.html
24		太陽光発電導入	福島県住宅用太陽光発電導入支援補助制度	補助金	住宅に太陽光発電設備設置に対する補助 ①対象:以下の条件を満たす者 ・住宅に太陽光発電設備を設置する個人または法人 ・太陽光モジュールの公称最大出力が10kW以下未満 など ②内容:1kWあたり4万円(最大16万円)	福島県再生可能エネルギー推進センター 024-526-0070	募集期間 H30.4.10~H31.3.20 http://fukushima-pv-hojo.org

	分野	種別	支援制度名	内容	詳細	連絡先	備考
25	住まい	診断 (耐震)	福島県安全安心耐震促進事業	補助金	市町村が昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断及び補強計画の策定に補助する場合、その費用の一部を補助。 【補助額】最大154,000円/戸	福島県県北建設事務所 024-521-9358 福島県建築指導課 024-521-7528	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/taishinsokusihin.html
26		改修 (改修)	福島県安心耐震サポート事業	補助金	市町村が昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修に補助する場合、その費用の一部を補助。 【補助額】最大100万円(工事費の1/2以内)	福島県県北建設事務所 024-521-9358 福島県建築指導課 024-521-7528	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/mokuzoutaishinkaisyu.html
27		浄化槽設置	福島県浄化槽設置整備事業 福島県浄化槽市町村整備推進支援事業	補助金	合併処理浄化槽を設置する費用に対する補助 ※市町村により条件補助内容が異なるため、県では市町村窓口を案内するようになります。お住まいになる予定の市町村へ御確認ください。	お住まい予定の市町村 または 福島県一般廃棄物課 024-521-7249	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/www-ippanhaiki27.html
28	子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・県内すべての市町村において、18歳以下の医療費を無料にしています。 ・市町村毎に子育て支援を行っていますので、各市町村のページをご覧ください。 					
29	医療・福祉	その他の制度については、各市町村のページをご覧ください。					

※1 県北地方振興局調べ

※2 記載の事業はすべて概要となります。募集期間や諸条件がありますので、詳しくは担当課またはホームページによりご確認ください。